

【タイ】 今後予定される特許法（意匠含む）改正に関する知財局高官の発表について

2020年7月14日
ジェトロ・バンコク事務所

知的財産局（DIP）の Jittima Srithadaporn 副局長は、12日、同局が現在、特許法改正法案の作業中であることを明らかにした。

改正法案には、発明特許だけでなく意匠部分も含まれ、7月末までに作業（JETRO 注：発明特許と意匠とを一つの改正法案とする作業と推測）を終え、8月に公聴会を開催、2020年内に内閣事務局（JETRO 注：法制委員会事務局と推測）に提出する予定とのこと。

同改正法案では、特許出願における遺伝資源の開示、特許審査の迅速化（出願日から18か月で公開、審査請求期間は出願日から3年）、意匠権の権利期間の延長、ハーグ協定加入に係る規定の導入等が盛り込まれている旨も言及があった。

情報公開日

2020年7月12日

URL 等

<https://www.commercenewsagency.com/news/3396?fbclid=IwAR2o20LRLeroam6Szk-a70iMwn3I3chwhkcG1Frigq6IHf0ssRug9bZWxuI>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。